

「(仮称)中里風力発電所の設置に係る環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、くにうみウィンド1号合同会社が、青森県北津軽郡中泊町において、総出力最大36,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業は、風力発電設備及び工事中道路の設置により、土工量が比較的大きい計画となっており、本事業の実施による水環境及び生態系等への影響が懸念される。さらに、対象事業実施区域及び十三湖を含むその周辺は、クマタカ等の希少猛禽類の生息及びガン・カモ類、ハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている地域であることから、これら鳥類への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

今後の事業の実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たった主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 地形の改変に係る環境影響

本事業は、風力発電設備の設置及び工事中・管理用道路の新設により比較的大規模な土地の改変が行われることに加え、切土を主体とした計画となっていることから、多くの残土が発生すると予測されており、土地の改変に伴う水環境及び生態系等への影響が懸念される。このため、擁壁等の構造物の活用等による切土量及び盛土量の最小化、道路等の切土量及び盛土量のバランスの追求等により、可能な限り土地の改変を抑制すること。特に風力発電設備 WTG9 については、設置により相対的に大きな切土工及び盛土工が計画されていることから、自然度の高い植生のまとまりにも配慮の上、配置等の見直しを行うこと。

(2) 鳥類に対する環境影響

対象事業実施区域及び十三湖を含むその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が

確認されている。このため、これらの鳥類等に対する影響を可能な限り回避・低減する観点から、供用後の飛翔経路の変化及びバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合には、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(3) 騒音に対する環境影響

本準備書における環境影響評価によれば、工事用資材等の輸送に伴う騒音は、本事業者が参考とした道路に面する地域に係る環境基準値を3 dB 上回ると予測されている地点があることから、騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、工事用資材等の輸送効率化による車両台数の削減、複数の輸送ルートの採用や低速走行等の環境保全措置を講ずることにより騒音による生活環境への影響を極力低減すること。また、近隣住民の生活環境への影響について確認するとともに、影響が懸念される場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。